

## 社会福祉法人和光会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、職員が役員等の場合は支給しない。

(1) 報酬については、別表1に定める報酬総額の範囲内で、別表2に定める額

(2) 交通費の実費が前項各号の報酬を超える場合は、当法人の旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、理事会及び評議員会に出席、又は監査等を実施した都度、支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

### 別表1

| 種別  | 報酬総額           |
|-----|----------------|
| 評議員 | 1人あたり 50,000 円 |
| 理事  | 1人あたり 50,000 円 |
| 監事  | 1人あたり 50,000 円 |

### 別表2

#### (1) 評議員

| 区分       | 報酬額        |
|----------|------------|
| 評議員会への出席 | 日額 8,300 円 |

#### (2) 理事

| 区分         | 報酬額        |
|------------|------------|
| 理事会等会議への出席 | 日額 8,300 円 |

#### (3) 監事

| 区分         | 報酬額        |
|------------|------------|
| 理事会等会議への出席 | 日額 8,300 円 |
| 監事監査等の実施   | 日額 8,300 円 |